

【第5版】 平成29年12月26日

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会 (大洲市、伊予市、西予市、砥部町、内子町、 愛媛県、気象庁、四国地方整備局)

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成 28 年 5 月 25 日	初版作成
第2版	平成 28 年 9 月 12 日	想定最大規模降雨による洪水に対
		する取組方針の追加により改訂
第3版	平成 28 年 12 月 26 日	以下により改訂
		・上流域を含む肱川流域の取組方
		針に改訂
		・地域経済を支える浸水対策
第4版	平成29年5月31日	洪水時に直接市町長等へ河川情報
		を伝える「ホットライン」の構築
		検討の追加により改訂
第5版	平成 29 年 12 月 26 日	緊急行動計画の反映により改訂

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について~」が答申された。

肱川においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の大洲市、愛媛県、松山地方気象台、四国地方整備局で構成される「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 3 月 18 日に設立し、また、平成 28 年 10 月 20 日には、中下流域※での先行した取組を流域全体に拡大し、『中下流域の手のひらのような、洪水が集中しやすい地形や上流域の特徴を踏まえ、肱川流域で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標とした「肱川の減災に係る取組方針」を取りまとめ、地域の特性を踏まえた減災への取組を更に加速させ進めてきた。

このような中、平成28年8月、台風10号等の一連の台風によって、岩手県等において逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させるため、平成 29 年 5 月 19 日に水防法等の一部改正が行われるとともに、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通省として、概ね 5 年(平成 33 年度)で取り組む緊急行動計画が、平成 29 年 6 月 20 日に取りまとめられた。

※ 本取組方針では、肱川本川の河口から大洲市菅田地区までを「中下流域」として、支川及び 大洲市菅田地区から上流の肱川本川を「上流域」として記載している。 このような情勢を踏まえ、本協議会においては、今般、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画を反映した新たな「肱川の減災に係る取組方針」 (以下「取組方針」という。)をとりまとめたものである。

今後、本協議会においては、この「取組方針」に基づき、関係機関が連携 し、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を進めるものとする。

また、本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

本資料は、本協議会規約第 5 条に基づき、取組方針としてとりまとめたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
大 洲 市	市長
大洲地区広域消防事務組合	組合長(大洲市長)
伊予市	市長
伊予消防等事務組合	組合長(伊予市長)
西予市	市長
西予市消防本部	消防長
砥 部 町	町 長
内 子 町	町長
愛媛県南予地方局	八幡浜支局長
//	大洲土木事務所長
//	西予土木事務所長
愛媛県中予地方局	建設部長
大洲警察署	署長
西予警察署	署長
伊予警察署	署長
松山南警察署	署長
気象庁	松山地方気象台長
四国地方整備局	大洲河川国道事務所長
"	山鳥坂ダム工事事務所長
"	野村ダム管理所長

3. 肱川の概要と主な課題

■地形的特徴

肱川流域は、以下の地形的特徴を持っている。

【中下流域】

①中流部の大洲盆地に川が集まっている。

(手のひらのような、洪水が集中しやすい地形)

②河床勾配が非常に緩い。

(洪水が流れにくい地形)

③大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがない。 (洪水が吐けにくい地形)

【上流域】

①流域が広く、河川数が多い。

(ハード整備の遅れ)

②河床勾配が急、流路延長が短い河川が多い。

(急激な水位上昇や、洗掘等による施設被害が発生しやすい地形)

そのため、これまで堤防決壊や越水により浸水被害が頻発している状況 である。

■過去の被害状況と河川改修の状況

中下流域の過去の洪水被害としては、昭和 18 年 7 月に、肱川の堤防が決壊し、住家浸水 7,477 戸の被害が発生、昭和 20 年には、肱川の戦後最大流量である約 5,000m3/s の洪水が発生し、床上・床下浸水 9,915 戸の甚大な被害が発生している。

近年では、平成7年7月洪水(約2,900m3/s)に、床上・床下浸水1,195戸の被害を受けたことから、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による河川改修が実施されており、また、平成16年には「肱川水系河川整備計画」が策定され、堤防や上流での洪水調節施設(ダム)の整備が進められてきている。

しかしながら、肱川下流域においては、いまだ無堤地区が存在し、更に、 肱川の地形的特徴に鑑み、上下流バランスを保ちつつ堤防整備を実施してい るため、一部高さを抑えた計画高に満たない堤防が存在している状況となっ ていることから、平成16年8月、平成17年9月洪水時には、大洲市が平成16年に整備した二線堤からも越流し大規模な浸水被害をもたらしており、平成23年9月にも浸水被害が発生する等、いまだ甚大な被害が発生している。

中流域の大洲市菅田地区においては、大部分が無堤状態にあることから、近年では、平成7年7月、平成16年8月、平成23年9月の洪水で農作物及び住家等に甚大な被害が発生している。また、上流域の西予市においても、支川の岩瀬川を含め流下能力が著しく低くなっているため、昭和59年6月、昭和62年7月の洪水で住家等に被害が発生している。そのため、「肱川水系河川整備計画【上流圏域】」にもとづき、流下能力の向上や被害軽減のため、広域河川改修事業の実施による堤防整備が進められてきている。

また、現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模のものとして設定された想定最大規模降雨による洪水浸水想定では、既に公表している計画規模の外力である中下流域の年超過確率1/100の規模の降雨、上流域(西予市)の年超過確率1/30の規模の降雨による洪水浸水想定より、浸水深も大きく、更に広範囲な浸水域となっており、甚大な被害の発生が想定されている。

■肱川流域の社会経済等の状況

肱川中下流域の氾濫ブロック内には約2万人*が居住しており、東大洲地区では、平成5年に「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」に指定され、基幹交通、緊急輸送路である国道56号沿線には産業が集積し、今後も発展が見込まれている。更に、西大洲地区には、防災拠点となる市役所をはじめ消防署があり、上流域でも同様に、市役所、町役場や支所付近を河川が流下しているなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、肱川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応 や、社会経済への影響軽減、基幹交通、緊急輸送路である国道 56 号におけ る災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における防災機能の維 持等の取組が急務となっている。(※平成 22 年国勢調査より)

■肱川流域での主な課題

こうした過去の被害状況、河川改修の状況、社会経済等の状況も踏まえた 現状における主な課題は、以下のとおりである。

中下流域では、

- ●上下流バランスを保ちつつ堤防整備を実施しているため、計画堤防高に満たない堤防が存在し、越流による浸水被害が懸念される。
- ●手のひらのような、洪水が集中しやすい地形のため、計画規模降雨の洪水が発生した場合には、最大で 5m 程度の浸水が想定されており、また、想定最大規模降雨による洪水が発生した場合には、平野部全域が浸水し、最大で約10m~20m 程度の浸水が想定される。
- ●浸水被害に対し、大洲市により二線堤を整備するほか、病院による自衛 水防等も行われているが、平野部一帯が浸水するため、住民等の早期の 避難行動が必要であり、その行動に資する情報提供も重要となっている。
- ●この平野部には、人口・産業が集積しており、また、基幹交通網や防災拠点となる市役所をはじめ消防署、警察署も存在することから、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

上流域では、

- ●流域が広く、河川数が多いため、堤防等のハード整備が遅れており、浸水被害の発生が懸念される。
- ●河床勾配が急、流路延長が短い河川が多いため、急激な水位上昇や、堤防・護岸の決壊等の施設被害の発生が懸念される。
- ●肱川上流域(西予市)では、想定最大規模降雨による洪水が発生した場合には、広範囲で浸水し最大で 5m 程度の浸水が想定されているが、このようなリスク情報の周知が流域内の一部区間のみにとどまっている。
- ●上流域を流れる河川沿いにも、人口・産業が集積しており、また、基幹 交通網や防災拠点となる市役所等をはじめ、消防署、警察署も存在する ことから、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

以上の課題を踏まえ、肱川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施 することにより「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

肱川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出 した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。 (別紙-1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○、課題:●(以下同様)

項目	対象	※現状:○、課題:●(以下向様 <i>)</i> 現状と課題	
リスク情報の周知	全域	○国土交通省は肱川(中下流域)及び矢落川において、動は肱川(上流域:西予市)において計画規模降雨及び想規模降雨による洪水浸水想定区域を指定等し、大洲河川 務所・愛媛県のweb等で公表している。	定最大
	全域	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について、住民にどのような現象による浸水想定であるか理解 を深めて貰う必要がある。	а
	全域	●肱川上中流部分の浸水が想定される区間(指定区間: 大洲市、内子町)の想定最大規模降雨による洪水浸水想 定等が作成されていない。	b
洪水時における河川管理 者からの情報提供等の内 容及びタイミング	全域	○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等水予報・水位到達情報を、大洲河川国道事務所と気象台でで ででででいる。	_
	中下流域	○災害発生のおそれがある場合は、国土交通省事務所長7 洲市長に情報伝達(ホットライン)をしている。	から大
	全域	●洪水予報や水位到達情報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	
	中下流域	○国土交通省にて大洲市の避難勧告に着目した防災行動記 (タイムライン)を作成している。	計画
	全域	○避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画I 的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。(E イドライン(案)に基づく見直し済)	こ具体 国のガ
避難勧告等の発令基準		○警報·注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、しの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	ピーク
	全域	●避難勧告等の発令に対し、中下流域では支川等を含めたタイムラインが、上流域ではタイムラインが作成できていないため、適切な防災行動に対して懸念がある。	В
		●計画規模降雨を超える洪水を想定したタイムラインが 作成できていない。	С

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目		現状と課題				
		○浸水想定区域を指定し公表するなど、市が作成するハザード マップの作成支援を実施している。				
	全域	○緊急避難場所・避難所は指定しており、計画規模降雨/ 洪水に対するハザードマップにより周知している。	こよる			
避難場所・避難経路	中下流域	●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内での避難所が不足することが懸念される。	С			
		●避難所までの避難路の選定を行っていないため、住民 の迅速な避難が確保できないおそれがある。	D			
	全域	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するハザー ドマップ作成への情報が不足している懸念がある。	d			
		●指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想 定に対する避難体制の強化への取組方針について国、市 との協議が必要である。	е			
	全域	○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送 害情報や緊急速報のメール配信、web等による河川水位、 ブ映像等の情報発信、広報車による周知、報道機関への愉快、CATV文字情報配信等を実施している。	ライ			
	中下流域	○国土交通省事務所長から大洲市長への情報伝達(ホッン)、リエゾン等からの情報やダム管理者等からのダム放報を、市web・災害情報メール等で市民に情報提供してい	放流情			
住民等への情報伝達の体	全域	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	Е			
制や方法		●web等により各種情報を提供しているが、住民自らが 情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	F			
		●災害時に国・県・市においてwebやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	G			
		●住民に対し切迫感が伝わっていない懸念がある。 また、住民の避難行動の判断に必要な箇所のライブ映像が提供できていない懸念がある。	Н			
	全域	○地区防災計画作成の中で、各地区で検討している状況 ⁻ る。	であ			
避難誘導体制	全域	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	l			
		●計画規模降雨を超える洪水に対する具体的な避難誘導 及び要配慮者の避難体制が構築できていない。	f			

②水防に関する事項

項目		現状と課題	
	全域	○国土交通省・愛媛県により基準観測所の水位により水區 を発表している。	方警報
	<u> </u>	○災害発生のおそれがある場合は、国土交通省事務所長が 洲市長に情報伝達(ホットライン)をしている。	から大
河川水位等に係る情報提	中下流域	○河川水位上昇が予想される場合に、市の行動マニュアル り市担当者が農地所有者や企業等に情報提供を行っている。	
供 (共	中下流域	●農地所有者や企業等の連絡対象者が約100名以上おり、迅速かつ正確に情報伝達できない懸念がある。	J
	全域	●水防活動の際の様々な判断をするための情報提供を 行っているが、水防活動に十分に活かせていない懸念が ある。	g
		●計画規模降雨を超える洪水に対し、情報伝達のタイミングの特定が難しい。	h
	全域	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同 実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理 れぞれ河川巡視を実施している。	
		○市の行動マニュアルにより、浸水被害が予想される箇所回し、現状把握に努めている。	所を巡
河川の巡視区間	全域	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川 管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念が ある。	
		●洪水中での巡視担当者の安全確保に懸念がある。	L
		●河川巡視等によるリスクの高い箇所の点検や情報伝達マニュアル等の作成ができておらず、的確な巡視ができない懸念がある。	j
	全域	○防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材で している。	を備蓄
		●水防資機材において、水防団等と河川管理者による備蓄情報の共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	М
水防資機材の整備状況		●製作済みの土のうについて、劣化により使用できない 可能性があることが懸念される。	N
	全域 	●想定最大規模降雨による洪水の場合、現在備蓄している水防資機材での水防活動では対応不可能であり、また、避難活動に必要な資機材の整備もできていないことから、適切な水防活動の実施に懸念がある。	j
		●洪水による河岸侵食により、備蓄資材の流失が懸念される。	k

②水防に関する事項

項目		現状と課題		
市町村庁舎、災害拠点病 院等の水害時における対 応	中下流域	○大洲市庁舎の浸水害対策として、通常電源設備を地下が上に移転している。(H27年度)	から屋	
		○介護老人保健施設を併設する病院において、自家発電 水ポンプ等を2階へ移動。また、浸水対策として止水板な 扉を設置している。		
		○計画規模降雨による洪水における浸水に対して、事務所が確保できている。	所機能	
	中下流域	●想定最大規模降雨による洪水の場合、事務所庁舎が浸水し、災害対策拠点として機能しなくなる懸念がある。	/	
		●想定最大規模降雨による洪水の場合、水防拠点である 防災ステーションが浸水し、機能しなくなる懸念があ る。	/	

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

項目		現状と課題		
	中下流域	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器におい時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員の訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保る。 ○四国地整によりポンプ車6台を確保している。	員等へ	
	全域	○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。		
	中下流域	│ ○雨水ポンプ場による排水活動及びポンプ委託による内水排 対策を実施している。		
	全域	●現状の配置計画では、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	0	
 排水施設、排水資機材の 操作・運用	中下流域	●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を 検討する必要がある。	Р	
		●肱川本川の樋門閉扉により、内水被害の発生が懸念される。	Q	
	全域	●想定最大規模降雨による洪水の場合、樋門や雨水ポンプ場等自体が浸水し、機能停止になる可能性がある。	т	
		●想定最大規模降雨による洪水に対して、樋門・陸閘の操作基準とともに操作員の避難基準等が作成できていないため、操作員の安全性に懸念がある。	n	
		●想定最大規模降雨による洪水の場合、大洲管内のポンプ車が大幅に不足することとなり、早期の排水が困難となる懸念がある。	0	
既存ダムにおける洪水調	ダム	○平成8年6月に中小洪水対応の操作ルールに見直して、流 節を実施している。	共水調	
節の現状		○ダム操作の理解を深めてもらうために関係機関を対象/ 警報周知会を開催している。	こ放流	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目		現状と課題			
		○洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて、洪水記力を増強させるために鹿野川ダム改造事業と山鳥坂ダム 業を推進している。			
		○計画断面に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施がめ、下流から堤防整備を推進している。	するた		
	全域	○指定区間である菅田地区及び久米川について、堤防整位 進している。	備を推		
		○土砂が堆積し、洪水の流下を阻害している箇所において 水を安全に流下させるよう河床整正等を推進している。	て、洪		
堤防等河川管理施設の現 状の整備状況及び今後の 整備内容		○危機管理型ハード対策として、指定区間の重要水防筒 る肱川上流(西予市)や清永川について、堤防補強を推済 いる。			
金 州內台	全域	●無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している 堤防があり、洪水により氾濫するおそれがある。	R		
		●現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、計画規 模降雨を超える洪水に対して、高さ等の断面が不足する ため、洪水により氾濫する。	p		
		●計画規模降雨を超える洪水の場合、現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、堤防からの越流、決壊が想定されるため、堤防構造の検討が必要である。	q		
		●計画規模降雨を超える洪水の場合、無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、少しでも避難時間を確保できる状況となっていない。	r		

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

中下流域の手のひらのような、洪水が集中しやすい地形や上流域の特徴を踏まえ、肱川流域で発生しうる大規模水害に対し、「<u>逃げ遅れゼロ</u>」や防災機能の維持を含む「**社会経済被害の最小化**」を目指す

- ※手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴···支川が多く洪水が集中しやすい、流れにくい、吐けにくい地形。
- ※大規模水害・・・本取組方針では、「現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水」を対象とする。
- ※逃げ遅れゼロ・・・ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して 安全な場所へ逃げ切ることができる状態。

【目標達成に向けた4本柱】

河川管理者が実施する堤防整備等、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、 以下の取組を実施。

- (1)円滑かつ迅速な**避難行動のための取組**
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための<u>水防活動</u> 等の取組
- (3) 社会経済活動を取り戻すための<u>排水活動及び施設運用の強化</u>
- (4) 地域経済を支える浸水対策の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防 災意識社会」を再構築することを目的に、取組方針をとりまとめた。

この取組方針の主な内容としては、以下のとおりである。

■ハード対策として、

・洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備やダム建設などの実施、河床整正等による流下阻害箇所の解消、決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策として堤防天端保護等の危機管理型ハード対策の実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための施設整備の実施、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討等

■ソフト対策として、

- ・円滑かつ迅速な避難行動等に資するため、リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備、タイムラインの作成及び関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上並びに訓練の実施、計画規模降雨を超える洪水に対するタイムラインの作成及び浸水地区の避難所・避難経路等の検討、洪水浸水想定区域の指定対象河川の検討、防災教育の促進等
- ・水防活動等の取組として、水防団等との共同点検、河岸侵食等も考慮した水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討、計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討、要配慮者利用施設等と連携した訓練の実施検討 等
- ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、 排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委 託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討 等

なお、各構成員が取り組む具体的な内容は次のとおりである。 (別紙-2参照)

1) ハード対策の主な取組

堤防整備等は整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、 適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このため のハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとお りである。

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ %	共水を河川内で安全に流す対策			
	〈肱川〉			
	・惣瀬箇所の堤防整備		平成30年度	四国地整
	・小長浜箇所の堤防整備		平成32年度	四国地整
	・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ		平成30年度	四国地整
	・旧堤撤去による流下能力不足解消		平成28年度	四国地整
	・鹿野川ダムの改造		平成30年度	四国地整
	・菅田・村島工区の暫定的堤防整備	R, p,	平成30年代中期	愛媛県
	・岩瀬川工区の暫定的堤防整備	q, r	平成32年度	愛媛県
	〈久米川〉			
	・久米川工区の段階的嵩上げ		平成30年度	愛媛県
	〈流域内河川〉			
	・河床整正等による流下阻害箇所の解消		引き続き実施	愛媛県
■ f	危機管理型ハード対策			
	(肱川)			
	・宇和川(瀬戸工区)の重要水防箇所の堤防補強	R, p,	平成32年度	愛媛県
	〈清永川〉	q, r		
	・重要水防箇所の堤防補強		平成30年度	愛媛県
■¥	^選 難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の	整備		
	・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の		平成28年度から	大洲市、愛媛県、
	避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	В	順次実施	四国地整
	・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備	Р	平成30年度を目処	大洲市
	・国管理区間については、避難行動に必要な映像		 平成28年度から	愛媛県、四国地整
	提供を考慮した河川監視用カメラの配置計画を		検討実施	又 从 八 二 七 元
	見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化 等)、順次整備を実施。	Н		
	・県管理区間については、協議会の場等を活用し	''		
	て、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整 し、 順次整備を実施。			
	・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検		平成28年度から	四国地整
	討を実施	Н	検討実施	
	・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難		平成30年度	四国地整
	路としての活用運用整備	D		
	・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう		平成28年度	大洲市
	「土のうステーション」を整備	N		
	・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を		平成28年度から	大洲市、愛媛県、
	活用した早期排水を行うため、浸水等による樋間等の機能停止を回路するための拡張性の検	m	検討実施	四国地整
	門等の機能停止を回避するための施設強化の検 討及び排水機場の整備の検討			
	・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対	_	平成29年度から	四国地整
	象施設を抽出し、順次整備を実施。 ・国管理区間においては、市町村以外で操作委託	P.,	検討実施	
	が可能な団体について検討を実施	///, //		

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取 組機関については、以下のとおりである。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等 の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組とし て、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関			
■情報伝達、避難計画等に関する取組						
・避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びそ の情報によるリアルタイムの情報提供やプッ シュ型情報の発信及び連絡網の整備	g, h E, F G, H J	平成28年度から 順次実施	大洲市、愛媛県、 四国地整			
・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)の作成及び関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施	В	平成28年度から 実施	全ての関係機関			
・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイム ラインの作成及び訓練の実施	С	平成28年度から 検討実施	大洲市、西予市、 内子町、愛媛県、 警察署、気象台、 四国地整			
・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討・必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、公共工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	C, D	平成32年度まで	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 警察署、四国地整			
・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地 区の避難所、避難経路等の検討	C, D I, <i>e</i>	平成28年度から検 討実施	大洲市 西予市 四国地整			
・洪水予報文・水位到達情報文の改良	А	平成28年度から 検討実施	気象台 四国地整 愛媛県			
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指 定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫 想定区域の公表	<i>a</i> 、H	平成28年度	四国地整 愛媛県			
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指 定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫 想定区域の公表対象河川の検討を実施	Ь	平成28年度から 検討実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県			
・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・ 周知	a, b, d, e, 	平成28年度から 順次実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整			
・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水 に対する被害軽減のための「災害・避難カー ド」の取組	D	平成28年度	大洲市、愛媛県、 四国地整、気象台			

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・情報伝達手段の多重化の検討を実施	E, F	平成27年度から 検討実施	大洲市
・洪水時に直接市町長等へ河川情報を伝える 「ホットライン」を構築し、毎年、出水期前に 協議会において連絡体制を確認	А	平成30年出水期ま で	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整
県管理区間については、 ・指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し、「取組方針」にとりまとめ。 ・市町村の役場等に係る河川の内、未指定の河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供。 ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。	<i>b</i> , B, <i>g</i>	「取組方針」にと りまとめ→平成30 年出水期までに 河川水位等の情報 を提供→平成33年 度を目途 実施状況確認→毎 年	
 ■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取	 組	<u>+</u>	
・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及 び共同点検の実施	В	平成27年度から 毎年実施	大洲市、愛媛県、 四国地整
・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	Н	平成29年度	気象台
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ 広報や資料を作成・配布	A、H	引き続き実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整
・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史 等を踏まえた水災害教育を実施 ・防災教育に関する支援を実施する小学校を決定 し、指導計画の作成支援に着手。作成した指導 計画を関連市町村における全ての小学校に共有	A、G	指導計画の作成支 援→平成29年度 指導計画を全ての 小学校に共有→平 成30年度末	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整
・ダム操作に関する地元関係者への周知	F	引き続き定期的に 実施	大洲市、愛媛県、 四国地整
・水害等への備えに関する要配慮者利用施設の管 理者向け説明会の実施	A、G	平成28年度	愛媛県、四国地整
・各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に 周知	b	平成29年度	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県

②洪水氾濫による被害軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 水防団等との情報共有の不足や、水防資機材等の配置、要配慮者利用 施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情 報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関		
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組					
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	К		大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整		
・水防連絡会等による水防団との共同点検等の実 施及び重要水防箇所の精査・見直し	K, L	(全ての項目) 引き続き毎年実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 警察署、四国地整		
・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	М		大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整		
・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画 を促すための具体的な広報の進め方について検 討の上、順次実施	_	平成29年度から 検討実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整		
・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水 防活動が実施できるよう関係者の協力内容等に ついて検討・調整	_	平成29年度から 検討実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整		
・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計 画の見直し及び広域支援の検討	j, k	平成28年度から 検討実施	大洲市、愛媛県、 四国地整		
・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含め た巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確 保に関する避難基準等の検討	i, n	平成28年度から 検討実施	大洲市、愛媛県、 四国地整		
・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点 の代替施設の検討 ・河川防災ステーション等の水防拠点の整備・活 用について、関係機関と情報を共有し、市町等 の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	/	平成28年度から 検討実施	大洲市、愛媛県、 四国地整		

②洪水氾濫による被害軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推	進に関す	する取組	
・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施	I	平成33年度までに	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整
・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県 ・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有 し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達 体制・方法について検討	/	平成28年度から 順次計画	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 警察署、四国地整
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策 等の啓発活動	G	平成28年度	大洲市
・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県 ・国庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する 情報を共有 ・耐水化、非常用電源等の必要な対策については 各施設管理者において順次実施し、対策の実施 状況については協議会で共有	/	平成28年度から検 討実施	大洲市、伊予市、 西予市、砥部町、 内子町、愛媛県、 四国地整

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化 現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念が あるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施す る。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
・浸水被害確認システムによる内水状況の共有	Q	実施中	大洲市、四国地整
・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水 での浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水 路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水 委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域 支援の検討を実施	0, P <i>m</i> , <i>o</i>	平成28年度から 検討実施	大洲市、四国地整
・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の 参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する 効用があると認められる土地に係る情報の提供 を実施	R	平成29年度から 検討実施	大洲市、西予市、 内子町、愛媛県、 四国地整
・排水ポンプ車等による訓練の実施	Р	毎年実施	四国地整
・ダムの容量を有効活用するためのダム操作につ いて判断基準、操作ルール等の検討を実施	R	平成28年度から 検討実施	四国地整

3) 地域経済を支える浸水対策の取組

各参加機関が実施する地域経済を支える浸水対策のうち、主な取組項目・ 目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①地域経済を支える浸水対策(東大洲地区の生産性向上)

「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」に指定されている東大洲地区について、浸水被害による生産性の低下を軽減するとともに、基幹交通網である国道 56 号等の物流ルートを早期確保することも含め、生産性向上に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■地域経済を支える浸水対策に関する取組			
【再掲】			
〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備		平成30年度	四国地整
・小長浜箇所の堤防整備		平成32年度	四国地整
・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ	R. p.	平成30年度	四国地整
・旧堤撤去による流下能力不足解消	q, r	平成28年度	四国地整
・鹿野川ダムの改造		平成30年度	四国地整
〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ		平成30年度	愛媛県
【再掲】・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策 等の啓発活動	G	平成28年度	大洲市
【再掲】 ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水での浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施	O, P m, o	平成28年度から 検討実施	大洲市 四国地整

7. フォローアップ

今回の取組方針については、平成29年6月20日の緊急行動計画を反映するため、改めて取組方針の検討を実施し、取りまとめたものである。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

【補足説明】

以下の用語における定義は以下のとおり。

現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水

・・・整備途上の段階である河川管理施設に対し、その施設能力を大幅 に上回る洪水及び計画されている施設能力では防ぎきれない洪水 であり、想定最大規模降雨による洪水も含む。

なお、本取組方針において、以下の用語の記載の無いものは、こ の定義によるものとする。

想定最大規模降雨による洪水

・・・現時点で想定し得る最大規模の降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨を超える洪水

・・・基本高水流量の設定の前提となる年超過確率 1/100 の規模の降雨を超える降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨による洪水

・・・基本高水流量の設定の前提となる年超過確率 1/100 の規模の降雨による洪水を対象とする。

①情報伝達、避難計	画等に関する事項									
項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	気象台	四国地整	課題	
リスク情報の周知	・計画規模降雨によるハザードマップ		・・想定最大規模降雨によるハザード情報を防災マップとして計画規模降雨に災ある。(計画規模降雨及び規定最大規模降雨			・肱川(上流域:西予 市)において、計画規模 降雨及び想定場が規模降		・肱川及び矢落川において、計画規模降雨及び想定長大規模医療による決	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について、住民にどのような現象による浸水想定であるか理解を深めて貰う必要がある。	а
	を作成し公表している。		によるハザード情報を統合型GISにおいて公表している)			雨による洪水浸水想定区 域等を指定し、愛媛県の web等で公表している。		水浸水想定区域等を指定 し、大洲河川国道事務所 のweb等で公表している。	・肱川中上流部分の浸水が想定される区間(指定区間:大洲市、内子町)の想定最大規模降雨による洪水浸水想定等が作成されていない。	b
洪水時における河川 管理者からの情報提 供等の内容及びタイ ミング						・河川で洪水会を警連を・	水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表して いる。(警戒期間、注意期 間、ピークの時間帯、最	・避難勧告の発令判断の 目安となる氾濫危険情報 の発表等の洪水予報を切 象台と共同で実施してい る。 ・災害発生のおそれがある 場合は、事務所達(ホッ トライン)をしている。	・洪水予報や水位到達情報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	А
避難勧告等の発令基	・避難勧告等の発令に関する基準を定 ・め、地域防災計画に具体的な避難勧告 ・の発令基準や対象地域を明記してい				避難勧告等の発令に関す る基準を定め、地域防災 計画に具体的な避難勧告	・肱川(上流域:西予 市)おいて、水位到達情 報を、西予市、警察等関	・河川管理者と共同で洪 水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表して	・上述と併せ、大洲市の 避難勧告に着目した防災	・避難勧告等の発令に対し、中下流域では支川等を 含めたタイムラインが、上流域では作成できていな いため、適切な防災行動に対して懸念がある。	В
準	る。(国のガイドライン(案)に基づく見直し済)				の発令基準を明記している。 る。	係機関に通知し住民への 周知を行っている。	いる。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	行動計画(ダイムフイン)を作成している。	・計画規模降雨を超える洪水を想定したタイムラインが作成できていない。	С
									・広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内での避難所が不足することが懸念される。	С
避難場所・避難経路	・避難場所 緊急避難場所・避難所は指定してお り、計画規模の洪水に対するハザード マップにより周知している。(地域の 実情や要望を踏まえて、随時見直しあ り)		・避難場所 指定避難所は、防災 マップにより周知してい る。(地域の実情や要望			・浸水想定区域図を作成 し公表するなど、市が作 成するハザードマップの		・浸水想定区域図を作成 し公表するなど、市が作 成するハザードマップの	・避難所までの避難路の選定を行っていないため、 住民の迅速な避難が確保できないおそれがある。	D
ALXI(初月) 及10天社代1年	・避難道路 住民の避難所までの避難道路の指定 は行っていない。今後、地区防災計画 を作成する中で、災害種別に応じて避 難所への避難経路を示す予定である。		を踏まえて、随時見直しあり)			版するバッードマックの 作成支援を実施してい る。		版するバッードマックの 作成支援を実施してい る。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するハ ザードマップ作成に資する情報が不足している懸念 がある。	d
									・指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対する避難体制の強化への取組方針について国、市との協議が必要である。	е

項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	気象台	四国地整	課題	ı
	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及								・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい 状況がある。	E
住民等への情報伝達	び避難勧告等の放送 ・大洲市災害情報メール配信(事前登録者) ・緊急速報メール配信 ・市web、ツイッター等による情報発信 ・広報車による周知 ・テレビ等への情報提供(Lアラート)	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告 等の放送 ・伊予市安全安心メール 配信(事前登録者) ・市web、ツイッター等に	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告 等の放送 ・緊急速報メール配信 ・市ホームページ等によ	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告 等の放送 ・砥部町メールマガジン 災害情報メール配信(事	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告 等の放送 ・緊急速報メール配信	・「河川・砂防情報システム」により雨量・河川 水位・ダム諸量、河川状 況映像等の情報を提供し ている。	・気象情報等を、自治体 や報道機関を通じて住民	・河川水位、洪水予報、 ライブ映像等の情報をweb	・web等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	F
住民寺への情報伝達 の体制や方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・アレと等への情報提供(アラート) ・CATV文字情報配信 ・国土交通省事務所長から大洲市長への情報伝達(ホットライン)、リエゾン等からの情報やダム管理者等からのダム放流情報を市web・災害情報メール等で市民に情報提供している。	よる情報発信 ・広報車による周知 ・テレビ等への情報提供 (Lアラート)	・広報車による周知 ・テレビ等への情報提供 (Lアラート)	前登録者) ・緊急速報メール配信 ・広報車による周知 ・テレビ等への情報提供 (Lアラート)	・広報車による周知 ・テレビ等への情報提供 (Lアラート)		等へ伝達している。	や報道機関を通じて伝達している。	・災害時に国・県・市においてwebやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	G
	等で市民に情報提供している。								・住民に対し切迫感が伝わっていない懸念がある。 また、住民の避難行動の判断に必要な箇所のライブ 映像が提供できていない懸念がある。	Н
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		地域防災計画に全体的な体制を示しているが、地域の実態に即した地区計	・水防団を軸として、自 主防災組織と連携した避	・地域防災計画において	災害対策本部設置時に は、事前に決定している				・災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立 されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が 確保できないおそれがある。	ı
避難誘導体制	区で検討している状況である。	画の策定には至っておらず、具体的で個別的な体制について示されていない。	難誘導体制の構築を検討 している状況である。	全体計画は定めている。	部署により避難誘導班が 編成される。				・計画規模降雨を超える洪水に対する具体的な避難 誘導及び要配慮者の避難体制の構築ができていない。	f

②水防に関する事項 項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	気象台	四国地整	課題	
	・国土交通省事務所長から大洲市長へ の情報伝達(ホットライン)、リエゾ					・河川管理者が基準観測 所の水位により水防警報 を発表している。(肱 川・矢落川は国が発表)		・国土交通省により基準 観測所の水位により水防 警報を発表している。	・農地所有者や企業等の連絡対象者が約100名以上おり、迅速かつ正確に情報伝達できない懸念がある。	J
河川水位等に係る情 報提供	の情報は ・ ・ ・ ・ で市民に情報を提供する。 ・ ・ ・ 河川水位上昇が予想される場合に、 市の行動マニュアルにより市担当者が 情報提供を行っている。(東大洲:農					・「河川・砂防情報システム」により雨量・河川 水位・ダム諸量、河川状 況映像等の情報を提供し ている。		・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から 大洲市に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、	・水防活動の際の様々な判断をするための情報提供 を行っているが、水防活動に十分に活かせていない 懸念がある。	g
	地所有者・企業、久米地区:企業)					・アラームメールにより 登録者に対し県内の雨 量・水位・ダム放流情報 を配信している。		ライブ映像等の情報をweb や報道機関を通じて伝達 している。	・計画規模降雨を超える洪水に対し、情報伝達のタ イミングの特定が難しい。	h
		市水防計画に則り、平常						・出水期前に、自治体、	・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と 河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動 に懸念がある。	К
河川の巡視区間	害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	時は、河川等の巡視により危険箇所を河川等の巡視により 明着に連絡で、洪水所には、既往の箇所をでいた。 は、既往の箇所をでいた。 は世重異常を発見した場は、 は、河川等管理はは、 はは、では、 はは、では、 は、では、 は、では、 は、では、 は、でいた。 は、では、 は、でいた。 といた。 は、でいた。 といた。 といた。 といた。 といた。 といた。 といた。 といた。 と	想される箇所を巡回し、	・出水期前に、県、警察、消防等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。	・出水期前に、県、自主 防災組織、水防団と重要 水防箇所の合同巡視を実 施している。	・出水期前に、自治体等 と重要水防箇所の合同巡 視を実施している。		水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ 巡視を実施している。	・洪水中での巡視担当者の安全確保に懸念がある。	L
		告することとしている。							・河川巡視等によるリスクの高い箇所の点検や情報 伝達マニュアル等の作成ができておらず、的確な巡 視ができない懸念がある。	j
									・水防資機材において、水防団等と河川管理者によ る備蓄情報の共有が不十分であり、適切な水防活動 に懸念がある。	М
水防資機材の整備状	・防災センター水防倉庫 ・地区水防倉庫 13か所 ・水防資機材を整備 ・東大洲土のう約100袋(砂入)、砂1㎡	・伊予消防中山出張所に 水防資機材を整備してい る。 土のう袋3,750袋(内、砂 入250袋)	・水防倉庫21ヶ所(内消 防倉庫兼用19カ所) ・水防資機材を整備	・町内7箇所の水防倉庫に供茶している	水防倉庫2箇所(うち1箇 所は消防倉庫と兼用) ・水防資機材を整備 ・土のう袋6,500袋配備	・県の水防倉庫に備蓄している。(大洲管内は、		・防災ステーション、水 防倉庫等に水防資機材を	・製作済みの土のうについて、劣化により使用できない可能性があることが懸念される。	N
江	砂1m³(t 袋入)をストック	・伊予消防署及び双海出 張所、消防団各分団の指 定箇所、下水浄化セ蓄 ターに土のうを備蓄として おり、緊急時には搬送可 能	・各水防倉庫に土のう袋をストック	備蓄している。	・五十崎水防倉庫敷地内 に土のう用の砂(真砂 土)配備	市の水防倉庫と隣接して保管。)		備蓄している。	・想定最大規模降雨による洪水の場合、現在備蓄している水防資機材での水防活動では対応不可能であり、また、避難活動に必要な資機材の整備もできていない事から、適切な水防活動の実施に懸念がある。	j
									・洪水による河岸侵食により、備蓄資材の流失が懸念される。	k
市町村庁舎、災害拠 点病院等の水害時に	・市庁舎の浸水害対策として、通常電源設備を地下から屋上に移転実施済 (H27年度)							・計画規模降雨による洪水における浸水に対して、事務所機能が確保できている。	・想定最大規模降雨による洪水の場合、事務所庁舎が浸水し、災害対策拠点として機能しなくなる懸念がある。 ・想定最大規模降雨による洪水の場合、水防拠点である防災ステーションが浸水し、機能しなくなる懸念がある。	/
	・介護老人保健施設を併設する病院において、自家発電機、送水ポンプ等を2階へ移動。また、浸水対策として止水板や防水扉を設置。									_

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

項目	設運用等に関する事項 大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	気象台	四国地整	課題	
									・現状の配置計画では、今後想定される大規模浸水 に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対 応を行えない懸念がある。	0
									・既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計 画を検討する必要がある。	Р
排水施設、排水資機	・市内に3箇所の雨水ポンプ場(堀の 内、八尾、中島)を設置しており、内 水の上昇により排水を行っている。				・県から管理委託してい る樋門・陸閘の操作点検	・県から地元市町へ管理 委託している樋門・陸閘		・排水ポンプ車や照明車等の災害が平車や照明機器において、平常時からとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施	・肱川本川の樋門閉扉により、内水被害の発生が懸 念される。	Q
材の操作・運用	・ポンプ委託による内水排除対策を市内5地区で実施している。				を出水期前に実施している。	の操作点検を出水期前に 実施している。		し、災害発生による出動 体制を確保している。 ・四国地整によりポンプ 車6台を確保している。	・想定最大規模降雨による洪水の場合、樋門や雨水 ポンプ場等自体が浸水し、機能停止になる可能性が ある。	m
									・想定最大規模降雨による洪水に対して、樋門・陸 間の操作基準とともに操作員の避難基準等が作成で きていないため、操作員の安全性に懸念がある。	n
									・想定最大規模降雨による洪水の場合、大洲管内の ポンプ車が大幅に不足することとなり、早期の排水 が困難となる懸念がある。	0
既存ダムにおける洪								(鹿野川ダム・野村ダム) ・平成8年6月に中小洪水 対応の操作ルールに見直 して、洪水調節を実施し ている。		_
水調節の現状								・ダム操作の理解を深め でもらうために関係機関 を対象に放流警報周知会 を開催している。	_	
④河川管理施設の整	備に関する事項									
項目	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	気象台	四国地整	課題	1
						・「肱川水系河川整備計 画(中下流圏域)」に基 づき、菅田地区及び肱川			・無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足して いる区間があり、洪水により氾濫するおそれがあ る。	R
堤防等河川管理施設 の現状の整備状況及						の一次支川である久米川 について、平成45年度 完成を目指して堤防工事 を実施している。 ・土砂が堆積し、洪水の 流下を阻害している において、洪水を安全に		・洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて、洪水調節能力を増ムさせるために鹿野ゾム建る業と山鳥坂ダム建設事業を推進している。	・現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、計画規模降雨を超える洪水に対して、高さ等の断面が不足するため、洪水により氾濫する。	p
び今後の整備内容						に流下させるよう河床を 等を推進している。 ・危機管理型ハード対策 として、 水防節所である肱川上流 (西予市)や清永川につ		・計画断面堤防に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、下流から堤防整備を推進している。	・計画規模降雨を超える洪水の場合、現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、堤防からの越流、 決壊が想定されるため、堤防構造の検討が必要である。	q
						いて、堤防補強を推進している。			・計画規模降雨を超える洪水の場合、無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、少しでも避難時間を確保できる状況となっていない。	r

別紙-2-①

具体的	内な取組	の柱						実	施する機	関				
	事項	具体的取組 ♪取組	課題の 対応	目標時期	1.500-	/n -z -±					##r reta CO		四国	地域住民
		具体的取組	X) I/L		大洲巾	伊予巾	西予市	低部町	内子町	変媛県	警祭者	気象台	地整	
1)//-	ド対策の主	Eな取組												
	■洪水氵	D濫を未然に防ぐ対策												
		〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造 ・菅田・村島工区の暫定的堤防整備 ・岩瀬川工区の暫定的堤防整備 〈久米川〉・久米川工区の段階的嵩上げ	R, p, q, r	平成30年度 平成32年度 平成30年度度 平成30年年度 平成30年代中期 平成30年代中期 平成30年度						0			0	
		〈流域内河川〉 ・河床整正等による流下阻害箇所の解消		引き続き実施										
	■危機領	 管理型ハード対策												
		〈肱川〉 ・宇和川(瀬戸工区)の重要水防箇所の堤防補 強	R, p, q, r	平成32年度						0				
		〈清永川〉 ・重要水防箇所の堤防補強		平成30年度										
	■避難彳	行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
		・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の 避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	В	平成28年度から 順次実施	0					0			0	活用
		・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備	Р	平成30年度を目 処	0									
		・国管理区間については、避難行動に必要な映像 提供を考慮した河川監視用カメラの配置計画を見 直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、 順次整備を実施。 ・県管理区間については、協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順 次整備を実施。	Н	平成28年度から 検討						0			0	
		・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施	Η	平成28年度から 検討									0	
		・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難 路としての活用運用整備	D	平成30年度									0	
		・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう 「土のうステーション」を整備	N	平成28年度	0									
		・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討	m	平成28年度から 検討実施	0					0			0	
		・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ・国管理区間においては、市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施	P. <i>m. n</i>	平成29年度から 検討実施									0	

具体的	な取組	の柱	-m er -					実	施する機	関				
	事項	具体的取組 な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための間 云達、避難計画等に関する取組	課題の 対応	目標時期	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国	地域住民
2) \ ¬ -	☆本の主	7 111 117 7 11=			2 41711-12	12 3 11-	- 3 11	12 A F 1 · 3		2/2/10		7.03.1	地整	
∠) ノフト)														
	■ 1月 ¥X1.	ゆ数にあなった。 で数ないである。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	<i>g, h,</i> E, F, G, H, J	平成28年度から 順次実施	0					0			0	活用
		・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン) の作成及び関係機関の連携状況等を踏まえた精 度向上及び訓練の実施	В	平成28年度から 実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施	С	平成28年度から 検討実施	0		0		0	0	0	0	0	
		・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討。 ・必要となる避難場所、避難路の整備にあたって	C, D	平成32年度まで	0	0	0	0	0	0			0	
		は、公共工事等の発生土砂を有効活用するなど、 連携による効率的な整備を実施		T-100 (-1)										
		・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区の避難所、避難経路等の検討	C, D, I, e	平成28年度から 検討実施	0		0						0	
		・洪水予報文・水位到達情報文の改良	А	平成28年度から 検討実施						0		0	0	活用
		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	<i>a</i> , H	平成28年度						0			0	活用
		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表対象河川の検討を実施	Ь	平成28年度から 検討実施	0	0	(公表済)	0	0	0				
		・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・周知	a, b, d, e, l	平成28年度から 順次実施	0	0	0	0	0	0			0	活用
		・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水 に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取 組	D	平成28年度	0					0		0	0	活用
		・情報伝達手段の多重化の検討を実施	E, F	平成27年度から 検討実施	0									活用
		・洪水時に直接市町長等へ河川情報を伝える 「ホットライン」を構築し、毎年、出水期前に協議会 において連絡体制を確認	А	平成30年出水期 まで	(直轄は 構築済)	0	0	0	0	0			(連絡体 制の確 認)	
		県管理区間については、 ・指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し、「取組方針」にとりまとめ。 ・市町村の役場等に係る河川の内、未指定の河川 にかいて簡易な方法も活用して浸水想定及び河川 水位等の情報を提供。 ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実 施状況を確認。	b, B, g	「取組方針」にとりまとめ→平成30年 出水期までに 河川水位等の情報を提供→平成33年度を目途 実施状況確認→毎年	0	0	0	0	0	0				活用
	■平時点	いら住民等への周知·教育·訓練に関する取組												
		・避難を促す緊急行動のトップセミナー等の開催及び共同点検の実施	В	平成27年度から 毎年実施	0					0			0	
		・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	Н	平成29年度								0		
		・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ 広報や資料の作成・配布	A, H	引き続き実施	0	0	0	0	0	0			0	活用
		・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史 等を踏まえた水災害教育を実施 ・防災教育に関する支援を実施する小学校を決定 し、指導計画の作成支援に着手。作成した指導計 画を関連市町村における全ての小学校に共有	A, G	指導計画の作成 支援→平成29年 度 指導計画を全ての 小学校に共有→ 平成30年度末	0	0	0	0	0	0			0	参加
		・ダム操作に関する地元関係者への周知	F	引き続き定期的に 実施	0					0			0	参加
		・水害等への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会の実施	A, G	平成28年度						0			0	
		- 各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	Ь	平成29年度	0	0	0	0	0	0				活用

具体的	な取組	の柱						実	施する機	関				
	事項		課題の 対応	目標時期	1.301-	/2		Ter +n m_	m_	W 12 12	the reta con	·	四国	地域住民
		具体的取組	טועניא		大洲巾	伊予巾	中中四	砥部町	乙十町	変娠県	普 祭者	凤家台	地整	
2)ソフト	対策の主	な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時	間の確保の	ための水防活動等の	取組									
	■水防剂	舌動の効率化及び水防体制の強化に関する取組												
		・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	К	引き続き毎年実施	0	0	0	0	0	0			0	参加
		・減災対策協議会等による水防団等との共同点検 等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	K, L	引き続き毎年実施	0	0	0	0	0	0	0		0	参加
		・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が 連携した水防訓練の実施	М	引き続き毎年実施	0	0	0	0	0	0			0	参加
		・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画 を促すための具体的な広報の進め方について検討 の上、順次実施	-	平成29年度から 検討実施	0	0	0	0	0	0			0	参加
		・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	_	平成29年度から 検討実施	0	0	0	0	0	0			0	活用
		・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	j, k	平成28年度から 検討実施	0					0			0	
		・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含め た巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確 保に関する避難基準等の検討	i, n	平成28年度から 検討実施	0					0			0	
		・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討 ・河川防災ステーション等の水防拠点の整備・活用について、関係機関と情報を共有し、市町等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	/	平成28年度から 検討実施	0					0			0	
	■要配源	。 載者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に	関する取組											
		・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施	I	平成33年度までに	0	0	0	0	0	0				参加
		・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県、国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	/	平成29年度から 検討実施	0	0	0	0	0	0	0		0	
		・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策 等の啓発活動	G	平成28年度	0									活用
		・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・ 県・国庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関す る情報を共有 ・耐水化、非常用電源等の必要な対策については 各施設管理者において順次実施し、対策の実施状 況については協議会で共有	1	平成28年度から 検討実施	0	0	0	0	0	0			0	
2)ソフト	対策の主	な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活	動及び施設さ	軍用の強化										
	■排水流	舌動及び施設運用の強化に関する取組												
		・浸水被害確認システムによる内水状況の共有	Q	実施中	0								0	活用
		・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水 による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水 路等の情報共有、排水ポンプ車及びボンブ排水委 託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支 援の検討を実施	0, P <i>m, o</i>	平成28年度から 検討実施	0								0	
		・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報の提供を実施	R	平成29年度から 検討実施	0		0		0	0			0	
		・排水ポンプ車等による訓練の実施	Р	毎年実施									0	
		・ダムの容量を有効活用するためのダム操作につい て判断基準、操作ルール等の検討を実施	R	平成28年度から 検討実施									0	

具体的	な取組の	の柱	無晒の					実	施する機	関				
	事項	具体的取組	課題の 対応	目標時期	大洲市	伊予市	西予市	砥部町	内子町	愛媛県	警察署	気象台	四国 地整	地域住民
3)地域	経済を支	える浸水対策の取組 ①地域経済を支える浸水対	策(東大洲地	区の生産性向上)		•								
	■地域絲	圣済を支える浸水対策に関する取組												
		【再掲】 (法川) ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の場防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造 (久米川) ・久米川工区の段階的嵩上げ	R, p, q, r	平成30年度 平成32年度度 平成30年度度 平成30年度 平成30年度 平成30年度						0			0	
		【再掲】 ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策 等の啓発活動	G	平成28年度	0									活用
		【再掲】 ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水 による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水 路等の情報共有、排水ポンブ車及びポンプ排水委 託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支 援の検討を実施	0, P <i>m, o</i>	平成28年度から 検討実施	0								0	

「肱川減災に掛かる取組方針」 概ね5年で実施する取組

【構成員 個別取組内容】

			課題									各機関の取組内	 容
項目	事項	内容	の	大洲市		伊予市		西予市		砥部町		内子町	
			対応	実施内容時期	月	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1)ハードネ	対策の主	な取組											
	■洪水汇	己濫を未然に防ぐ対策											
		〈肱川〉 ·惣瀬箇所の堤防整備 ·小長浜箇所の堤防整備 ·東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ·旧堤撤去による流下能力不足解消 ·鹿野川ダムの改造 ·菅田・村島工区の暫定的堤防整備 ·岩瀬川工区の暫定的堤防整備 〈久米川〉 ·久米川工区の段階的嵩上げ 〈流域内河川〉 ·河床整正等による流下阻害箇所の解消	R, p, g, r										
	■ 左 +燃 每												
		管理型ハード対策 〈肱川〉 ・宇和川(瀬戸工区)の重要水防箇所の堤防補強 〈清永川〉 ・重要水防箇所の堤防補強	R, p, q, r										
	■避難行	丁動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
		・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の 避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	В	・肱川上流部の氾濫開始が他の 区間よりも早い地点において、水 位計を整備する事により、洪水時 の避難勧告等の発令判断に活 用									
		・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備	Р	・肱川減災対策計画に基づき対 応可能箇所より排水路の整備を 実施	手度を								
		・国管理区間については、避難行動に必要な映像 提供を考慮した河川監視用カメラの配置計画を見 直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、 順次整備を実施。 ・県管理区間については、協議会の場等を活用し て、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順 次整備を実施。	Н										
		・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施	Н										
		・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難 路としての活用運用整備	D										
		・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう 「土のうステーション」を整備	N	・家屋・店舗等の浸水を防ぐため の土のうを予め備えるため、土の うステーションを3基設置。(300 袋から600袋備蓄)									
		・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討	т	・計画規模降雨を超える洪水に おいて、樋門等を活用した早期 排水を行うため、浸水等による樋 門等の機能停止を回避するため の施設強化の検討	から								
		・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ・国管理区間においては、市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施	P, <i>m</i> ,										

愛媛県		警察署				四国地整		
実施内容	時期	実施内容	時期		時期	実施内容	時期	
美胞內谷	时期	夫	吋州	美胞內谷	吋捌	美胞內谷	时期	
〈肱川〉						(肱川)		
・菅田・村島工区の暫定的堤防 整備						・惣瀬箇所の堤防整備		
	平成30年代 中期					 ・小長浜筒所の堤防整備	平成30年度	
・岩瀬川工区の暫定的堤防整 備	平成32年度						平成32年度	
						・東大洲箇所外6箇所の段階 的嵩上げ	平成30年度	
〈久米川〉 ·久米川工区の段階的嵩上げ	平成30年度							
						・旧堤撤去による流下能力不 足解消	平成28年度	
〈流域内河川〉 ・河床整正等による流下阻害	引き続き実施						平成30年度	
箇所の解消						・鹿野川ダムの改造		
							<u> </u>	
〈肱川〉								
・宇和川(瀬戸工区)の重要水	平成32年度							
防箇所の堤防補強								
〈清永川〉	TT #20 /= #							
・重要水防箇所の堤防補強	平成30年度							
· 久米川で水位観測開始								
	平成28年5月					┃ ・越流堤箇所の越流深を計測す	1100 1	
・肱川上流域において、洪水時の 避難勧告等の発令判断の目安と						るため、水位計による越流深の	H28年度から 順次実施	
なる情報提供を検討						計測を実施	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
・県管理区間については、協議会の場合を活用して、河川監視用	平成29年度か					┃ ・CCTVカメラの配置について、改	H28年度から	
の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討	ら検討					めて検討を実施	検討	
						・光ファイバーの二重化、架空区		
						間の埋設化の検討	検討	
						・堤防天端を活用した緊急輸送	1100 /- /-	
						路の整備及び避難路としての活 用運用整備	□3∪牛皮	
・計画規模降雨を超える洪水に						・計画規模降雨を超える洪水に		
おいて、樋門等を活用した早期	H28年度から					おいて、樋門等を活用した早期 排水を行うため、浸水等による樋	i H28年度から	
排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するため	検討実施					門等の機能停止を回避するため		
の施設強化の検討						の施設強化の検討及び排水機場の整備の検討		
						・フラップ化等の無動力化を優先		
						的に整備する対象施設を抽出 し、順次整備を実施。		
							平成29年度か + ら検討実施	
						・国管理区間においては、市町村以外で操作季託が可能が団体に	J	
						ついて検討を実施	-	
						以外で操作委託が可能な団体に	J	

		課題				1				各機関の取組内容	容
項	内容	か	大洲市	伊予市		西予市		砥部町		内子町	
		対応	実施内容時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
の主	な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組										
青報位	伝達、避難計画等に関する取組										
	・避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備	\Box	・農地所有者や企業等への水位 等情報連絡網の整備 ・想定最大規模降雨による洪水 を踏まえた情報提供内容の検討								
	・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン) の作成及び関係機関の連携状況等を踏まえた精 度向上及び訓練の実施	В	・タイムラインの作成(H28.3) H28年度から ・タイムラインによる訓練の実施	・中山川については、避難勧告等の判断伝達マニュアルの改訂を踏まえて検討するほか、中予地方局建設部が設置する大規模氾濫減災対策協議会での取り組みも踏まえたうえで住民避難計画の策定を検討する	平成33年度ま	・県と協力しタイムラインの作成	H29年度から 検討実施	・中予地方局建設部が設置する 大規模氾濫減災対策協議会で の取り組みも踏まえたうえで住民 避難計画の策定を検討する	平成33年度ま で	・県と協力しタイムラインの作成	H29年度# 検討実施
	・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施	С	・計画規模降雨を超える洪水を 対象とした新たなタイムラインの 作成 検討実施			・県と協力しタイムラインの作成	H29年度から 検討実施			・県と協力しタイムラインの作成	H29年度だ 検討実施
	・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市 町との広域避難に関する調整、避難経路の検討。		・近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討 ・必要となる避難場所、避難路の H28年度から	・近隣市町との広域避難に関する調整・検討	平成32年度ま	・近隣市町との広域避難に関す		・近隣市町との広域避難に関す	平成32年度ま	・近隣市町との広域避難に関す	
	・必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、公共工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	C, D	整備にあたっては、公共工事等 の発生土砂を有効活用するな ど、連携による効率的な整備を 実施	・県と協力し避難路等の整備を検討	で	る調整・検討	H29年度から 検討実施	る調整・検討	T <i>3</i> 302 - 1 又な	る調整・検討	H29年度7 検討実施
	・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区の避難所、避難経路等の検討	C, D, l, <i>e</i>	・計画規模降雨を超える洪水も 対象とした浸水地区の避難所、 避難経路等の検討 H28年度から 検討実施			・計画規模降雨を超える洪水も 対象とした浸水地区の避難所、 避難経路等の検討	H28年度から 検討実施				
	・洪水予報文・水位到達情報文の改良	А									
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	<i>a</i> , H									
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表対象河川の検討を実施	b	・指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するリスク情報の周知等を含めた 避難体制の強化への取組方針について県との協議を実施	か ・中予地方局建設部で設置される協議会での協議を踏まえて検討する	平成33年度まで	・作成・周知済み	H29実施	・中予地方局建設部で設置される協議会での協議を踏まえて検討する	平成33年度ま で	・指定区間における想定最大規 模降雨による洪水浸水想定に対 するリスク情報の周知等を含めた 避難体制の強化への取組方針 について県との協議を実施	・ 平成28年 ら検討実施
	・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・周知	a, b, d, e, l	・想定最大規模降雨による洪水 想定区域も踏まえたハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・ 周知 ・また、国からの最新の浸水区域 図等データによりハザードマップ (統合型防災マップ)の作成・配 布	・浸水想定区域の改訂がなされた段階で、市ホームページや防災啓発活動などを通して周知を図ると共に、防災マップへの反映についても検討する	平成33年度ま で	・作成・周知済み	H29実施	・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・周知	平成29年度 改訂	・浸水想定区域が設定された段階で、町ホームページや自主防災組織等への周知を図ると共に、防災マップへの反映についても検討する	H29年度か
	・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組	D	・内閣府のモデル事業として、三 善地区において、「災害・避難 カード」への取組を実施								
	・情報伝達手段の多重化の検討を実施	E, F	・情報伝達手段の多重化を検討 H27年度から 検討実施								
	・洪水時に直接市町長等へ河川情報を伝える 「ホットライン」を構築し、毎年、出水期前に協議会 において連絡体制を確認	А	・河川管理者と市長等との河川 情報を伝える「ホットライン」を構 平成30年度 築し、毎年、協議会において連絡 出水期まで 体制を確認する。	・出水期前における連絡体制の確認の実施	平成30年出 水期まで	・肱川(上流域)の水位周知区間において、県と「ホットライン」を構築	平成29年度か ら実施		平成30年出 水期まで	・出水期前における連絡体制の確認の実施	平成30年 水期まで

五位旧		微密罗		与	四国地整				
愛媛県 要拣中窓	n±#n	警察署	n±#p	気象台	Q±#A		n±#8		
実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
・アラームメール(えひめ河川メール)の利用登録者の増加	H28年度から 順次実施					・プッシュ型情報の発信 ・ライブ映像箇所の拡大 ・想定最大規模降雨による洪水 を踏まえた情報提供内容の検討	H28年度から 順次実施		
・国、市と協力しタイムラインの作成及び内容精査を支援	H28年度から 実施	・関係機関が作成した、または作成するタイムラインによる訓練に参加する。	随時	・関係機関が作成した、または作成するタイムラインの気象情報の記述に関するアドバイスや確認作業をする。 ・訓練実施機関からの要請をうけて、訓練に使用する気象情報に関する資料を作成する。	随時	・タイムラインは作成済み (H28.3) ・関係機関(国・県・市)の行動状況や連携状況を踏まえた精査・タイムラインによる訓練の実施	H28年度から 実施		
・国、市と協力しタイムラインの作成及び内容精査を支援	H28年度から 検討実施	・関係機関が作成した、または作成するタイムラインによる訓練に参加する。	随時	関係機関が作成した、または作成するタイムラインの気象情報の記述に関するアドバイスや確認作業をする。 訓練実施機関からの要請をうけて、訓練に使用する気象情報に関する資料を作成する。	随時	・計画規模降雨を超える洪水を 対象としたタイムラインの作成及 び訓練の実施	H28年度から 検討実施		
・大洲市が近隣市町との広域避難を検討する場合に八幡浜支局においても調整を支援・必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、公共工事等の発生土砂の提供を検討	H28年度から					・必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、公共河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	平成30年度よ り検討実施		
						·計画規模降雨を超える洪水も 対象とした浸水地区の避難所、 避難経路等の検討にかかる支援	H28年度から 検討実施		
水位到達情報文の改良	H28年度から 検討実施			・洪水予報文の改良	H28年度	・氾濫が発生した場合の浸水区 域として対象となる地区名まで表 示した洪水予報文の改良	H28年度		
・想定最大規模降雨による洪水 も含めた浸水想定区域図及び浸 水シミュレーション、家屋倒壊等 氾濫想定区域の公表	H28年5月					・想定最大規模降雨による洪水 も含めた浸水想定区域図及び浸 水シミュレーション、家屋倒壊等 氾濫想定区域の公表	H28年5月		
・指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するリスク情報の周知等を含めた避難体制の強化への取組方針について国、市との協議を実施	平成28年度か ら検討実施					・想定最大規模降雨による洪水 想定区域も踏まえたハザードマップ(統合型防災マップ)の改良に 関する支援	H28年度から 順次実施		
内閣府のモデル事業として、三 善地区において、「災害・避難 カード」への取組を実施	H28年度			内閣府のモデル事業として、三 善地区において、「災害・避難 カード」作成への協力を実施	H28年度	内閣府のモデル事業として、三 善地区において、「災害・避難 カード」への取組を実施	H28年度		
・肱川(上流域)の水位周知区間において、西予市と「ホットライン」の構築	平成29年度から検討					・洪水時に直接市町長等へ河川情報を伝える「ホットライン」を構築し、毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認	毎年出水期までに実施		

			課題									各機関の取組内容	容
項目	事項	内容	の	大洲市		伊予市		西予市		砥部町		内子町	
			対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		県管理区間については、 ・指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し、「取組方針」にとりまとめ。 ・市町村の役場等に係る河川の内、未指定の河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供。 ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。	b, B,	・県から情報提供を受けた内容 について、住民への周知内容や 方法を検討	平成33年度を 目途	・中山川については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂 や水位情報板の更新、中予地方 局建設部が設置する大規模氾 濫滅災対策協議会での取り組み も踏まえ、周知方法等について 検討する		・県から情報提供を受けた内容について、住民への周知内容や方法を検討		・県から情報提供を受けた内容について、住民への周知内容や方法を検討	平成33年度を 目途	現在未指定の小田川について、 指定以降は県から情報提供を受けた内容について、住民への周 知内容や方法を検討	を 平成33年度を 目途
	■平時	ト から住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
		・避難を促す緊急行動のトップセミナー等の開催及び共同点検の実施	В	・国が実施するトップセミナー及び 共同点検の参加	H27年度から 毎年実施								
		・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	Н										
		・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布	A, H	・災害情報提供のチラシ等による 広報・周知	H28年度	・効果的な「水防災意識社会」の 再構築に役立つ広報や資料につ いて検討	H28年度から 実施	・効果的な「水防災意識社会」の 再構築に役立つ広報や資料について検討	H28年度から 実施	・効果的な「水防災意識社会」の 再構築に役立つ広報や資料について検討) H28年度から 実施	・効果的な「水防災意識社会」の 再構築に役立つ広報や資料につ いて検討	H28年度から 実施
		・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施・防災教育に関する支援を実施する小学校を決定し、指導計画の作成支援に着手。作成した指導計画を関連市町村における全ての小学校に共有	A, G	・課外授業等での防災センター施設見学等の利用促進について検討を実施。 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定に関する自治会等への説明の実施 ・防災教育に関する支援校での教育実施、指導計画等共有	H28年度	・指導計画作成支援 ・指導計画の共有	平成29年度から検討実施	・指導計画作成支援・指導計画の共有	H29年度から 検討実施	・指導計画作成支援・指導計画の共有	H29年度から 検討実施	・指導計画作成支援・指導計画の共有	H29年度から 検討実施
		・ダム操作に関する地元関係者への周知	F	・国の説明会に関係各課が参加 し、関係機関等へ周知	引き続き定期的に実施								
		・水害等への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会の実施	A, G										
		・各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	Ь	・ハザードマップに過去の浸水区 域を掲載し配布中	平成26年度	・浸水実績等の情報を共有し住 民等へ周知	平成29年度か ら検討実施	・浸水実績等の情報を共有し住 民等へ周知	H29年度から 検討実施	・浸水実績等の情報を共有し住民等へ周知	平成29年度	小田川の浸水想定区域設定により、具体的な想定が明らかになった段階で、ホームページや防災 啓発活動、防災マップなどを通じて周知を検討する	平成30年度末

愛媛県	n+ ++n	警察署	n+ ++n	気象台	n+ ++n	四国地整			
実施内容 県管理区間については、 ・指定予定の洪水予報河川、水 位周知河川について検討・調整 を実施し、「取組方針」にとりまと め。	時期 平成29年度か	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
・水位周知河川や市町の役場等 に係る河川の内、必要と思われ る河川において、簡易な方法も 活用して浸水想定及び河川水位 等の情報の提供方法等を検討。	り検討								
1 pl >= 45 ± -¥ A += 1				T					
・水防連絡協議会等において関係者に避難活動の充実を図る啓発を実施・関係者で重要水防箇所等の点	引き続き実施					・毎年出水期までに首長以下関係者で、避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施。また、重要水防箇所	H27年度から 毎年実施		
検を実施				・情報発信時の「危険度の色分	H29.5.17 13	等の点検を実施。			
				け」や「警報級の現象」等の改善	時提供開始 H29.7.4 13時				
				・「大雨警報(浸水害)の危険度 分布」及び「洪水警報の危険度 分布」の提供	提供開始				
				・大雨・洪水警報の改善	H29.7.7 13時 提供開始				
						・水災害広報の充実として出水 があった場合、ニュースレターを 発行			
・えひめ河川メールのチラシ配布	引き続き実施					・水防工法の実物展示等による 広報の充実	H28年度から		
						・想定最大規模降雨による洪水 浸水想定を正しく理解するための 説明資料の作成			
						・水災害広報の充実として出水 があった場合、ニュースレターを 発行			
						広報の充実	引き続き実施		
・要請に応じ、出前講座により水 災害教育を実施	引き続き実施					・想定最大規模降雨による洪水 浸水想定を正しく理解するための 説明資料の作成			
						・防災教育に関する支援を実施する小学校を決定し、指導計画の作成支援に着手。作成した指導計画を関連市町村における全ての小学校に共有	H28年度から		
・国の説明会に関係各課が参加し、関係機関等へ周知	引き続き定期 的に実施						引き続き定期 的に実施		
・要配慮者利用施設の管理者に対して、水害への備えに関する理解を深めてもらうための説明会を実施	H28年度					・要配慮者利用施設の管理者に 対して、水害への備えに関する理 解を深めてもらうための説明会を 実施	H28年度		
・各構成員が既に保有する浸水 実績等に関する情報を共有し、 市町において速やかに住民等に 周知する方法等を検討	平成29年度か ら検討								

			課題									各機関の取組内容	3
項目	事項	内容	の	大洲市		伊予市		西予市		砥部町		内子町	
			対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2)ソフトダ	対策の主	な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時	間の確何	果のための水防活動等の取組									
	■水防流	5動の効率化及び水防体制の強化に関する取組											
		·水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実 施	К	・毎年情報伝達網の確認 ・樋門等の点検時等に伝達網を 活用して実施(火災・事故・捜索 活動でも活用)	引き続き毎年 実施		引き続き毎年 実施	・水防団等への連絡体制の再確 認と伝達訓練の実施	引き続き毎年 実施	・水防団等への連絡体制の再確 認と伝達訓練の実施	引き続き毎年 実施	·水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	引き続き毎年 実施
		・減災対策協議会等による水防団等との共同点検 等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	K, L	・減災対策協議会等への水防 団・危機管理課職員・消防署・自 主防災組織等の参加 ・水防団幹部との意見交換会に 水防団・担当職員等の参加	引き続き毎年 実施	・減災対策協議会等による水防 団等との共同点検等の実施及び 重要水防箇所の精査・見直し		・減災対策協議会等による水防 団等との共同点検等の実施及び 重要水防箇所の精査・見直し		・減災対策協議会等による水防 団等との共同点検等の実施及び 重要水防箇所の精査・見直し		・減災対策協議会等による水防 団等との共同点検等の実施及び 重要水防箇所の精査・見直し	
		・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	М	·水防団·自主防災組織·消防 署·危機管理課職員が参加	引き続き毎年 実施	・水防団・自主防災組織・消防署 等の関係機関が連携した水防訓 練の実施	引き続き毎年 実施	・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	引き続き毎年 実施	・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	引き続き毎年 実施	・水防団・自主防災組織・消防署 等の関係機関が連携した水防訓 練の実施	引き続き毎年 実施
		・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画 を促すための具体的な広報の進め方について検討 の上、順次実施	_	・水防(消防)団員確保のための 各種事業及び啓発等実施	引き続き実施	・消防団の活動を広報誌やホームページに掲載し、PRを行う。	引き続き実施	・各自主防災組織の活動要綱 (内容)の見直しを行う。 ・企業等の参画については災害 対応に有効な機器保有企業のリ スト作成。	随時	・消防団の活動を広報誌やホームページに掲載し、PRを行う。	引き続き実施	消防団の活動を広報誌やホーム ページ掲載等広報活動を実施	
		・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	_	・水防団活動に関する関係者の 協力内容について、検討、調整	平成29年度か ら検討実施	・広域的な水防活動態勢の構築 が可能かどうか、課題の洗い出し を行ったうえで検討するかどうか 判断する	平成33年度まで	・消防団以外の水防団が確保で きた段階で検討する。	検討中	・水防団活動に関する関係者の協力内容について、検討、調整	平成29年度か ら検討実施	・大規模な氾濫に対してより広域 的、効率的な水防活動が実施で きるよう関係者の協力内容等に ついて検討・調整	平成30年度か ら検討実施
		・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	j, k	·河岸侵食等も考慮した、水防用 資機材の配置計画の見直し	平成28年度か ら検討実施								
		・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた 巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保 に関する避難基準等の検討	i, n	・巡視員の安全性確保やリスクの 高い箇所を含めた巡視計画の見 直し及び樋門操作員等の安全確 保に関する避難基準等の検討	平成28年度か								
		・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討 ・河川防災ステーション等の水防拠点の整備・活用について、関係機関と情報を共有し、市町等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	/	・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討 ・防災センター等水防拠点の整備活用について関係機関と情報を共有し、活動や活用について検討・調整を行う。	平成28年度か								

愛媛県		警察署		気象台		四国地整	
実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
						2 3327 1 33	
						水叶田はの石油がは	
・市町へ管理委託している樋門						・水防団との伝達訓練	
の操作点検時にあわせて地元水 防団・樋門操作員の連絡体制の						・・ 樋門操作員との伝達訓練及び	毎年出水期前に実施
確認を実施。							5< 112
						・維持工事による特別巡視訓練	
						・減災対策協議会の開催及び重	
 ・減災対策協議会の開催	毎年出水期前	・減災対策協議会等に参加し、 水防団等との共同点検等の実施	毎年出水期前			要水防箇所の確認	毎年出水期前
・重要水防箇所の精査・見直し	に実施。	【肱川直轄区間:大洲署対応】	に実施			・水防団幹部との意見交換会	に実施
						・重要水防箇所の精査・見直し	
・水防従事者を対象に水防活動						・水防団、消防団の団員内に、水	/ 年 出 水 期 前
に用いられる各種水防工法について説明・実演を行う。	随時					防工法の指導者育成を実施	に実施
12077 24072 1273							
・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための	平成29年度か					・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための	平成29年度か
具体的な広報の進め方について 検討支援	ら検討					具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施	ら検討実施
・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施で	平成29年度か					・大規模な氾濫に対してより広域 的、効率的な水防活動が実施で	平成29年度か
きるよう関係者の協力内容等について検討・調整	ら検討					きるよう関係者の協力内容等に ついて検討・調整	ら検討実施
ついて快討・調金						- 1000	
・河岸侵食等も考慮した、水防用 資機材の配置計画の見直し	平成28年度から検討実施					・河岸侵食等も考慮した、水防用 資機材の配置計画の見直し及び	
貝倣州の配直計画の兄直し	り快引天心					広域支援の検討	り快討夫心
・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見	平成28年度か					・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見	双成28年度か
直し及び樋門操作員等の安全確						直し及び樋門操作員等の安全確	
保に関する避難基準等の検討						保に関する避難基準等の検討	
・計画規模降雨を超える洪水を						・計画規模降雨を超える洪水を 考慮した水防拠点の代替施設の	,
考慮した水防拠点の代替施設の 検討						検討	
・河川防災ステーション等の水防 拠点の整備・活用について、関係						・河川防災ステーション等の水防	
機関と情報を共有し、市町等の						拠点の整備・活用について、関係 機関と情報を共有し、市町等の	
円滑な水防活動等、活用方策を 検討						円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	

			課題									 容
項目	事項	内容	の	大洲市	伊予市		西予市	1	砥部町		内子町	
			対応	実施内容 時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	■要配	慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関	関する取	<u>組</u>								
		· 要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施	I	・要配慮者利用施設・福祉施設 担当部局と連携して、情報伝達 訓練や避難訓練の計画を検討を 行うとともに、避難確保計画の作 成に向けた支援の検討を実施 (区域内関連施設19施設)	・中山川における浸水想定区域 の設定など、具体的な被害想定 が明らかになった段階で、関係機 関が連携して要配慮者利用施設 に対し避難確保計画の作成支援 方法について検討する		· 要配慮者利用施設、関係各課 と連携した各種訓練及び計画の 検討	随時	· 要配慮者利用施設、関係各課 と連携した各種訓練及び計画の 検討	随時	小田川における浸水想定区域設定により、具体的な被害想定が明らかになった段階で、関係機関が連携して要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成支援方法について検討する	H30年度から
		・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・ 国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体 制・方法について検討	/	・浸水想定区域内の災害拠点病 院等に関する情報を共有し、管 理者等への情報伝達体制・方法 を検討	・中山川における浸水想定区域 の設定など、具体的な被害想定 が明らかになった段階で、災害時 に拠点となる施設管理者間の情 報伝達体制・方法について検討 する		· 各施設管理者等に対する情報 伝達体制·方法の検討	H29年度から 検討実施	·各施設管理者等に対する情報 伝達体制·方法の検討	平成29年度から 検討実施	小田川における浸水想定区域設 ・定により、具体的な被害想定が 明らかになった段階で、各施設 管理者等に対する情報伝達体 制・方法を検討する	H30年度から 検討実施
		·大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策 等の啓発活動	G	・消防・商工産業課等と連携して、浸水区域企業等を訪問・災害情報提供のチラシ等の配布による啓発								
		・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・ 国庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有 ・耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有	/	・浸水想定区域内の災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有 ・耐水化、非常用電源等の必要な対策の実施状況については、各施設管理者において順次実施し、実施状況について協議会で共有	・中山川における浸水想定区域の設定など、具体的な被害想定が明らかになった段階で、必要とされる資機材の整備について検討する ・対策実施状況の共有	平成29年度から検討実施	· 各施設の機能確保情報の共有 · 対策実施状況の共有	H28年度から 検討実施	· 各施設の機能確保情報の共有 · 対策実施状況の共有	平成28年度から検討実施	小田川における浸水想定区域設定により、具体的な被害想定が明らかになった段階で、各施設の機能確保情報を共有し、その対策について確認する	
2)ソフ	ト対策の主	な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動	動及び施	設運用の強化					1		1	
	■排水	活動及び施設運用の強化に関する取組										
		・浸水被害確認システムによる内水状況の共有	Q	・国システムによる内水状況の共有								
		・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施	\cup	・内水排除対策(ポンプ排水委託)の実施 ・現状の河川管理施設の能力を 大幅に上回る洪水による浸水想 定も考慮した排水機場、樋門等 の情報共有を踏まえた、排水ポ ンプ車等の配置先の再検討								
		・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の 参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用 があると認められる土地に係る情報の提供を実施	R	国、県と協同し、浸水エリアの拡 大を抑制する効用があると認めら れる土地の情報を提供	, v		・国、県と協同し、浸水エリアの拡 大を抑制する効用があると認めら れる土地の情報を提供	・H29年度から 検討実施			関係機関と共同し、水防管理者 が浸水被害軽減地区を指定する 際の参考となるよう、浸水エリア の拡大を抑制する効用があると 認められる土地に係る情報の提 供を実施	平成29年度か ら検討実施
		・排水ポンプ車等による訓練の実施	Р									
		・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施	R									

愛媛県		警察署				四国地整	
実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
・肱川流域市町が実施する避難 訓練の支援	平成28年度か ら順次計画						
・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	平成29年度か ら検討実施	・浸水想定区域内の災害対策拠点である庁舎に関する情報を共有し、洪水時の情報伝達体制・方法について検討	平成29年度から 検討実施			・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	平成28年度か ら検討実施
・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有						・計画規模降雨を超える洪水を 考慮した水防拠点の代替施設の 検討 ・浸水想定区域内の災害対策拠 点である市町・県・国庁舎や災害 拠点病院等の機能確保に関する 情報を共有	平成28年度か ら検討実施
						・浸水被害確認システムによる内水状況を市と共有するとともに、 情報の高度化を検討	実施中
						・現状の河川管理施設の能力を 大幅に上回る洪水による浸水想 定も考慮し、排水機場、樋門、排 水路等の情報共有、排水ポンプ 車及びポンプ排水委託の最適な 配置も踏まえた排水計画及び広 域支援の検討を実施	H28年度から 検討実施
・水防管理者が浸水被害軽減地 区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する 効用があると認められる土地に係 る情報の提供を実施	平成29年度か ら検討実施					・水防管理者が浸水被害軽減地 区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する 効用があると認められる土地に係 る情報の提供を実施	平成29年度か ら検討実施
						・毎年度1回以上排水ポンプ車等による訓練を実施	毎年実施
						・ダムの容量を有効活用するため のダム操作について判断基準、 操作ルール等の検討を実施	H28年度から 検討実施

			課題									各機関の取組内	」容
項目	事項	内容	の	大洲市		伊予市		西予市		砥部町		内子町	
			対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
3)地域	経済を支え	える浸水対策の取組 ①地域経済を支える浸水対	策(東大	洲地区の生産性向上)									
	■地域紹	経済を支える浸水対策に関する取組											
		【再掲】 〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備	R. <i>p</i> .										
		・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造 〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ	g, r										
		【再掲】 ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策 等の啓発活動		・消防・商工産業課等と連携して、浸水区域企業等を訪問・災害情報提供のチラシ等の配布による啓発	H28.5頃								
		【再掲】		・内水排除対策(ポンプ排水委 託)の実施	実施中								
		・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施		・現状の河川管理施設の能力を 大幅に上回る洪水による浸水想 定も考慮した排水機場、樋門等 の情報共有を踏まえた、排水ポ ンプ車等の配置先の再検討	H28年度から 検討実施								

愛媛県		警察署		気象台		四国地整			
実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ	平成30年度					〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階 的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不 足解消 ・鹿野川ダムの改造	平成30年度 平成32年度 平成30年度 平成28年度 平成30年度		
						・現状の河川管理施設の能力を 大幅に上回る洪水による浸水想 定も考慮し、排水機場、樋門、排 水路等の情報共有、排水ポンプ 車及びポンプ排水委託の最適な 配置も踏まえた排水計画及び広 域支援の検討を実施	H28年度から 検討実施		